

『山梨県立中央病院 滅菌等管理業務委託』

基 本 仕 様 書

地方独立行政法人 山梨県立病院機構

山梨県立中央病院

I. 業務名

山梨県立中央病院滅菌等管理業務委託

II. 業務場所

山梨県甲府市富士見一丁目1番1号 山梨県立中央病院

III. 業務期間

令和6年6月1日から令和9年5月31日まで

ただし、令和6年5月1日から令和6年5月31日までは現受託業者からの引継期間とする。

IV. 委託業務

1. 業務目的

- ・山梨県立中央病院（以下「本院」という。）における手術用鋼製小物、病棟・外来用鋼製小物等（以下「鋼製小物等」という。）の回収、洗浄、消毒及び滅菌等（以下「滅菌等」という。）を安全かつ適切な方法により行うことにより、医療行為を迅速かつ効率的に行うこととする。

2. 業務概要（詳細については、「詳細仕様書」に記載する。）

（1）滅菌等理業務

- ・鋼製小物等の洗浄、消毒、滅菌、組立、点検及び包装等
- ・中央手術室、外来手術室、2C病棟手術室、病棟・外来等の使用済み鋼製小物の回収、及び洗浄・滅菌後の鋼製小物の搬送・供給
- ・本院が指定する部署へ鋼製小物等の回収等

（2）環境改善・効率化に資する提案

- ・点検等により修繕や更新を必要と判断された鋼製小物等について、受託業者から病院に対する修繕等の提案
- ・病棟・外来・中央手術室等の洗浄滅菌等に関する効率化や環境改善を図るため、隨時各部署における鋼製小物等の管理の見直し（5S・3定）等の提案

（3）（1）から（2）に付随する業務

3. 業務対象部署

- ・原則として、本院の全部署とする。

4. 勤務日及び勤務時間

- ・別途定める「詳細仕様書」のとおりとする。
- ・病院の指示又は受託業者の判断により、本院の業務に支障をきたすおそれがある場合は、指定した勤務時間外であっても円滑に業務を達成できる勤務体制をとるよう努めること。

V. 費用負担区分

別紙1「費用負担区分表」のとおりとする。

VI. 業務従事者・業務実施体制等の条件

- ・受託業者は、業務の内容・質を維持・向上させるため、人員を安定確保し業務量の平準化に努め、効率の良い運用を確立すること。なお、業務従事者の配置は、別紙2「業務に必要な人員」を基準とする。

1. 業務従事者

(1) 受託業務管理責任者 1名

- ・一般病床数400床以上の医療機関において、滅菌等管理業務に3年以上従事した経験を有し、かつ1年以上責任者として従事した経験を有する者であること。
- ・本委託業務に専従できること。

(2) 滅菌等管理業務

①滅菌等管理業務責任者 1名以上

- ・手術件数が年3,000例以上ある医療機関において、滅菌等管理経験が2年以上かつ手術器材取扱経験が3年以上で、下記要件をすべて満たす者であること。

ア 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者

イ 特定化学物質等主任者技能講習修了者

ウ 第2種滅菌技士

エ (1)の管理責任者でないこと

オ 本委託業務に専従できること。

②滅菌等管理業務スタッフ 必要数

- ・滅菌等管理業務の経験者で、機器の機能を熟知し操作できる者が望ましい。
- ・未経験者の場合は、事前に十分な業務研修を受けた者とすること。

2. 業務実施体制

(1) 業務実施主体

- ・すべての委託業務を同一事業者が行うものとし、複数事業者により構成される共同事業体は認めない。
- ・受託業者が、災害、労働争議又は業務停止等の事情により受託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合に備え、あらかじめ、委託業務を継続できる体制を構築すること。

(2) 患者の権利の尊重

- ・受託業者は、本院の患者との信頼関係を大切にし、プライバシー、人格その他患者の権利を尊重し、挨拶・言葉使い、態度等に十分留意しなければならない。

(3) 守秘義務

- ・受託業者は、業務上知り得た情報については、一切漏えいしてはならない。
- ・業務従事者が守秘義務を順守するよう、あらかじめ十分な教育・対策を講じなければならない。

(4) 業務従事者の労務管理・健康管理

- ・受託業者は、業務従事者の労務管理を徹底し、労働災害が発生しないよう事前に十分な対策・業務従事者教育を講じなければならない。万が一労災が発生した場合は、直ちに本院に報告するとともに、適切な処理を講じなければならない。
- ・受託業者は、業務従事者の健康管理を徹底し、感染症等の予防に努めること。また感染症等の症状が見られる又は疑われる場合は、業務に従事させないこと。
- ・定期健康診断を年2回以上実施すること。

(5) 業務従事者の服装

- ・業務従事者は、委託業務に従事する際は、清潔な統一された制服を着用し、胸に名札を常時着用すること。

2. 教育研修

- ・受託業者は、業務従事者の資質・技術の向上・平準化を図ること。
- ・業務を効果的・効率的・円滑に実施するため、業務従事者の教育研修計画を策定し、当院の承諾を受けること。
- ・教育研修計画は、各業務従事者の経験年数、知識・技術等に応じたプログラムを策定すること。
- ・受託業者は、業務の標準的な作業内容・方法等を記載したマニュアルを整備し、その内容を業務従事者に徹底させなければならない。
- ・受託業者は、本院の指示があった場合、本院が開催する会議・打ち合わせ及び研修等に参加すること。

3. 業務従事者の確保

- ・業務従事者の固定化を図るよう努めるものとし、やむを得ず従事者が異動又は離職する場合は、業務が停滞しないよう十分な対応策を講じること。
- ・欠員が生じた場合には、直ちに補充要員を確保し、業務を停滞させないこと。
- ・本院又は受託業務管理責任者が不適当と認める業務従事者については、速やかに代替となる者を確保し、交代させなければならない。

4. 業務従事者の姿勢

- ・業務従事者が業務に対する責任感と誇りを持ち、モチベーションが向上するように努めること。
- ・業務従事者の接遇・ホスピタリティ精神の向上に取り組むこと。
- ・業務従事者の満足度の向上に努めるとともに、定期的に満足度調査を実施し、評価を行うこと。

VII. 業務報告

- ・受託業者は、実施した業務の内容について、別紙3のとおり本院に報告を行うこと。

VIII. 業務の改善

- ・委託業務の実施にあたり、本院が不適当と認める業務方法については、遅滞なく改善

の措置を講じなければならない。

- ・委託業務の効果的・効率的・円滑な遂行のため、隨時業務内容等の評価を行い、改善に努めなければならない。
- ・受託業者は、本仕様書に定めがない業務内容であっても、本院の指示があり、かつ業務の遂行上必要と認められるもの、又は受託業者が必要と認めるものについては、委託業務の目的を鑑み、本院に協力するよう努めること。

IX. 事前準備・引継

受託業者は、契約期間の終了後に受託業者が変更されることが決定された場合は、次期受託業者が業務に支障を来さぬよう、業務開始前に適切かつ十分な引継を行うこと。なお、引継期間中の諸費用については、新旧受託業者の協議により負担すること。

別紙1（費用負担区分表）

区分	本院	受託業者
材料等搬送車	○	
業務に使用する備品・什器・物品	○	
光熱水費	○	
室内清掃委託費用	○	
洗净・滅菌等装置（修繕・メンテナス費用含む）	○	
洗净・滅菌に係る消耗品（洗净材含む）	○	
洗净・滅菌測定インジケータ等	○	
中央滅菌室保護具（エプロン・手袋・キャップ・マスク等）	○	
中央手術室保護具（エプロン・手袋・キャップ・マスク等）	○	
業務従事者駐車場		○
業務従事者被服（クリーニング費用含む）		○
休憩室使用備品・什器・物品		○
報告等に要する消耗品		○
業務従事者保健衛生費（健康診断）		○
業務従事者の福利厚生に係る費用		○

別紙2（業務に必要な人員）

職種	人工数
管理責任者	0.5 人工
洗浄・滅菌管理業務責任者	1 人工
洗浄・滅菌管理業務スタッフ	18.3 人工
合計	19.8 人工

別紙3（業務報告）

(1) 業務関係

報告書の種類	内容	提出時期
業務日報	洗浄・滅菌管理業務	翌日
	特記事項・連絡事項	
業務年報	1年間の業務実績	翌年4月10日
	契約期間満了又は終了時までの実績	契約期間満了/終了時
改善提案	業務内容・方法の改善・変更提案	隨時

(2) 労務関係

報告書の種類	内容	提出時期
業務従事者一覧	雇用者一覧	前月末日
業務従事者出勤予定	次月出勤者シフト予定表	前月末日
業務従事者出勤状況	当月出勤者勤務実績	翌月10日
教育・研修実施状況	実施時期、対象者、内容、理解度等	隨時
人工数・時間外勤務状況	当月に確保した人工数、実施した時間外勤務の時間数	翌月10日

(3) 財務関係

報告書の種類	内容	提出時期
財務三表	貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー表	作成後遅滞なく

(4) その他

報告書の種類	内容	提出時期
業務従事者満足度調査	業務従事者満足度調査の結果等	隨時
インシデントレポート	事件発生時期・原因・状況・改善案等	事件発生時
アクシデントレポート	事故発生時期・原因・状況・改善案等	事故発生時

※ その他、本院の指示があった場合、又は受託業者において報告の必要があると認めたものについては、隨時報告を行うこと。